

石巻市移転元地等利活用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半島沿岸部の未利用の移転元地等を活用し、半島沿岸部の活性化及び地域交流の拡大を図るための事業を行う者に対し、予算の範囲内で石巻市移転元地等利活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移転促進区域 東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例（平成23年石巻市条例第41号）第2条の規定により指定された災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当と認められる地域をいう。
- (2) 移転元地等 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）及び東日本大震災復興交付金交付要綱（平成24年1月16日国土交通省）に基づき実施する石巻市防災集団移転促進事業等により移転促進区域内で市が取得した土地及び災害危険区域内にある従前の市有地をいう。
- (3) 自治会 町内会など市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて設立された団体をいう。
- (4) 市民公益活動団体 石巻市市民公益活動団体との協働に関する条例（平成31年石巻市条例第3号）第2条第2項に規定する団体をいう。
- (5) 農業者等 市内に住所を有する農業者及び市内に本社又は主たる事業所を有する農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第2条第1項に規定する農業を営むものをいう。
- (6) 地区共同利用 自治会又は市民公益活動団体が行う景観、自然、環境等の維持向上に資する緑化推進を目的とする移転元地等を活用した土地利用をいう。
- (7) 農業利用 農業者等が行う農業を目的とする移転元地等を活用した土地利用をいう。
- (8) 移転元地等利活用推進計画 地域住民等と市が、相互理解及び信頼の下に、連携して移転元地等を活用するため策定した移転元地等利活用推進計画（以下「推進計画」という。）について、石巻市地域まちづくり委員会設置条例（平成17年条例第13号）第3条第1項の規定により答申された計画をいう。
- (9) 官民連携活用地 推進計画において、官民連携活用地として活用が認められた用地をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる土地利用の区分、補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる事業と同一の事業であって、国、県又は他の団体の補助金等（以下「他の補助金等」という。）の交付を受けている事業は、補助金の交付対象外とする。ただし、他の補助金等の交付の対象とならない経費については、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市移転元地等利活用推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1） 事業予算明細書（様式第2号）

（2） 規約、会則等団体に関する定めを示した書類

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、一団の土地につき1回とする。ただし、官民連携活用地の利用に当たっては、この限りでない。

3 申請者は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税事業者（個人事業者又は法人をいう。以下同じ。）である場合は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に別表補助金の額欄に定める補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市移転元地等利活用推進事業補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業を変更し、又は廃止しようとするときは、石巻市移転元地等利活用推進事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更（廃止）申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、石巻市移転元地等利活用推進事業変更（廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業完了後1月以内に石巻市移転元地等利活用推進事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書(様式第7号)
- (2) 事業収支決算に係る領収書等支出を証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、石巻市移転元地等利活用推進事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第5条の規定により決定した補助金の額の7割を上限として、概算払することができる。
- 3 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに石巻市移転元地等利活用推進事業補助金精算(概算)払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に補助金の返還を命ずることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、消費税法に規定する課税事業者である場合は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第10号)により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

土地利用の区分	交付対象者	補助対象経費	補助金の額
地区共同利用	<p>自治会又は市民公益活動団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 移転元地等を借り受けて地区共同利用を行うこと。</p> <p>(2) 5年以上継続して事業を行う見込みがあること。</p>	<p>土地利用に直接必要となる次の経費とする。ただし、交付決定日以降の契約・発注により発生した経費に限る。</p> <p>(1) 資材購入費 (2) 燃料費 (3) 重機借上料 (4) 備品購入費 (50万円未満のものに限る。ただし、車両については、金額にかかわらず補助対象経費としない。)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 (人件費は、補助対象経費としない。)</p>	<p>補助対象経費の10分の10以内の額とし、土地の貸付面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
農業利用	<p>農業者等であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) この要綱の施行の日以後に移転元地等を借り受けて農業利用を</p>	<p>土地利用に直接必要となる次の経費とする。ただし、交付決定日以降の契約・発注により発生した経費に限る。</p> <p>(1) 資材購入費 (2) 燃料費 (3) 重機借上料</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額とし、土地の貸付面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数</p>

	<p>行うこと。</p> <p>(2) 5年以上継続して事業を行う見込みがあること。</p>	<p>(4) 備品購入費 (50万円未満のものに限る。ただし、車両については、金額にかかわらず補助対象経費としない。)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 (人件費は、補助対象経費としない。)</p>	<p>が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
<p>農業利用 (移転元地等利活用推進計画区域の土地を利用する場合)</p>	<p>農業者等であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) この要綱の施行の日以後に移転元地等を借り受けて農業利用を行うこと。</p> <p>(2) 5年以上継続して事業を行う見込みがあること。</p>	<p>土地利用に直接必要となる次の経費とする。ただし、交付決定日以降の契約・発注により発生した経費に限る。</p> <p>(1) 資材購入費</p> <p>(2) 燃料費</p> <p>(3) 重機借上料</p> <p>(4) 備品購入費 (50万円未満のものに限る。ただし、車両については、金額にかかわらず補助対象経費としない。)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 (人件費は、補</p>	<p>移転元地等利活用推進計画に認定された区域内の土地を活用する場合は、補助対象経費の4分の3以内の額とし、土地の貸付面積に1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>

		助対象経費としない。)	
官民連携活用地	「移転元地等利活用推進計画」の認定を受けた自治会、市民公益活動団体、農業者等	官民連携活用地で各種活動に必要となる経費とする。	官民連携活用地で土地利活用に直接必要となる経費で、補助対象経費の10分の10以内の額とし、かつ、推進計画区域内で得られた土地貸付収入を補助限度額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。